

法家中原氏系図考証

今 江 広 道

は し が き

系図は、それ自体が史料になり得ると共に、補任類と同じく、我々が古記録や古文書を読んで理解する時の、主要な「道具」の一つである。この事は『公卿補任』を始めとする補任類や、『尊卑分脈』などの系図類なしで古記録・古文書を読むことを想像すれば、容易に納得が行くであらう。しかし系図や各種補任類が全て現存してゐるわけではないから不明のものも多い。従つて古くからその集成や探索が続けられてゐるのである。明法道中原氏の系図も、今迄に明かにされてゐないものの一つである。

抑々北畠親房がその著『職原鈔』明法博士の条に⁽¹⁾

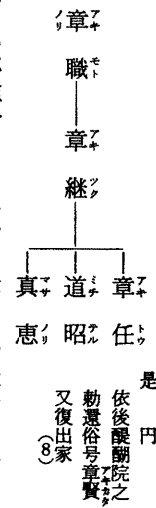
中古以来、坂上・中原両流為法家之儒門、

と記してゐる如く、平安時代末頃から、明法道は坂上・中原両氏が家学として相承するに至った。而して追捕・囚禁を職とする検非違使にあつ

ては、その必要上、明法道出身の者を衛門志に任じて使の宣旨を賜ひ、更に尉に昇任することを得た。これ等は周知の事実であり、古記録・古文書にはその活動のあとがしばしば見えてゐる。布施弥平治氏は、これ等を博搜して「明法家列伝」と題し、その著『明法道の研究』⁽²⁾に収められ、後学を益すること多大である。

いま、坂上・中原両家の系図について云へば、坂上氏は統群書類従に『坂上氏系図』が収められ、一往その所系が明かであるが、中原氏については、徴すべき系図が存せず、纔かに記録・文書等によって、一部の人の父子・兄弟關係を知るのみで、その全体像の把握は困難である。布施氏の研究に於ても、中原氏の人々については、「章行の家系は不明である」とか、「章職はその家系を明らかにしない」等の記述がしばしば見られる。また利光三津夫氏が「内閣文庫本『明法条々勘録』の研究」⁽⁴⁾に於て明かにされた様に、同じ中原氏の中でも学説の対立があるが、『明法条々勘録』の筆者章澄が激しく非難する「章職・章国・章兼等の閥歴や学説については、これを明かにする史料を欠」⁽⁵⁾き、所系も不詳で

ある。今迄に学界に知られてゐる法家中原氏の系図としては、池田義資氏が紹介された東京大学附属図書館架蔵の貞永式目の注釈書『三冊本平仮名式目抄』第四十七条末尾に



とあるのが唯一のもので、利光氏も、章職の説明にこの系図を使ってをられる。

従つて若し法家中原氏の系図があつたならば、その家学の相承の具体的な様子、延ては鋭く対立するに至つた学統を系図の上で確認する事が出来、我が国法制史研究上、裨益する所尠くないであらう。

一 法家中原氏系図

当書陵部に『諸家系図』の書名で配架されてゐる書物がある。幕末明治期の考証学者として有名な谷森善臣旧蔵本で、函架番号は「谷／一」である。この書物はタテ一八・七櫃、ヨコ一・〇櫃の折本仕立てで、記事は表・裏に亘つてゐる。表紙・裏表紙とも淡い標色、表紙に

「 姓氏 俗名融通

大内裏図 南殿賢聖図

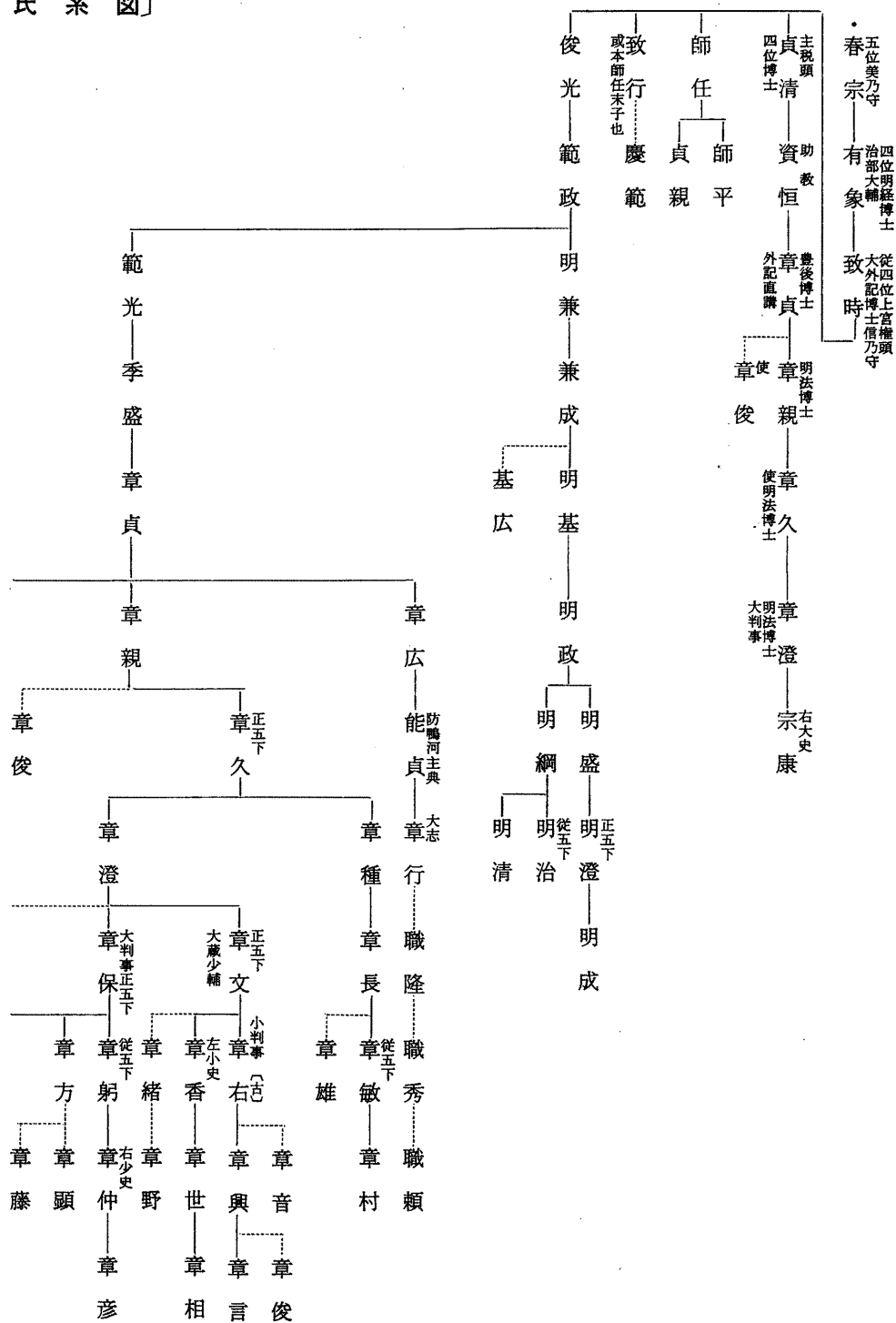
帝王并百官唐名 官位相当 「

と直接墨書されてをり、第一紙右下に「観文堂」の単郭朱印一顆がある。しかし本書は江戸時代の写本で、虫損部分の形もそのまま写してゐるから、祖本に忠実な写本であると云ひ得る。

ここに想起されるのは、皆川完一氏が『古事類苑月報』⁽⁹⁾に発表された「俗名融通」の事である。前掲の如く、本書にも同一の項目があり、その内容を比較すると全く同一である。同氏はこれを、仁和寺所蔵の百科全書風の書物から採られたと云ひ、同書は「室町時代初期の書写と思われる」とされてゐる。そこで史料編纂所所蔵の「仁和寺文書」⁽¹⁰⁾（影写本）⁽¹¹⁾を調査するに、その一三六丁裏以下に『諸家系図』と同一のものが収められてをり、書陵部本『諸家系図』の祖本が仁和寺所蔵本であつた事が知られる。⁽¹²⁾

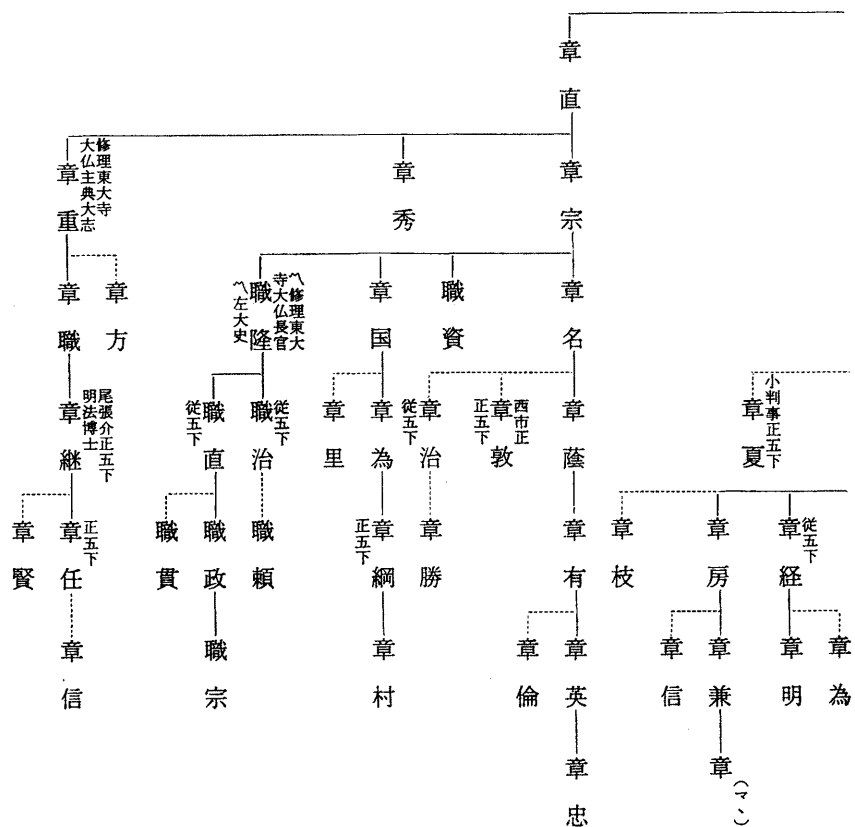
この書物は皆川氏の云はれる如く百科全書風のものであるが、しかも「姓氏」の前に、表題にはない多量の系図が収められてをり、書陵部本が『諸家系図』の名で配架されてゐるのも故なしとしない。而してこの系図の中に中原氏系図があり、その一部分がこゝに紹介せんとする法家系図である。なほ本書所収の系図全体については、『図書寮典籍解題』歴史篇一九四頁に説明があるので繰返さないが、その中に、巻首に欠脱のある事、系図の成立下限は室町時代初期で、後の書継がある事、現行の『尊卑分脈』に比し、血統・家系その他にかなりな相違が認められる事等が指摘されてゐる。系図の成立下限を室町時代初期とする事は、皆川氏が云はれる仁和寺所蔵本の書写年代と一致する。

氏系圖]



〔法 家 中 原〕

- (註) 1 明法道を中心としたので、明経道の部分は最少必要限度に止め、且つ註記も省略した。
2 系線は朱と黒の二色が使用されてゐるので、朱は実線、黒は点線で表はした。
3 註記のうち、一字の偏(へん)のみを書き、旁(つくり)を省略したもの(例へば從→イとする類)は正体に改めたが、少を小とする類は、繁を避けて一々註しなかった。



さて法家中原氏の系図は、別掲の如くである。なほ、この系図を、以下の記述では仮に「法家系図」と称することにしたい。

系図は、既にいろいろの史料で、その系図の信用し得る事が立証されてゐるか、又は信用し得ない部分が指摘されてゐる等、凡そその評価が定つてゐて始めて利用し得るものである。しかし新出の系図は未だその評価が定まつてゐないから、種々の面から検討を加へ、信憑性の有無を決定しなければならぬ。その検討の方法はいろいろあらうが、筆者の採つた方法は凡そ次の通りである。

先づ法家系図に見える人々について、古記録・古文書等から父子・兄弟その他の血統上の続柄を記す史料を見出し、法家系図の記述と照合・確認する。

次に血統上の続柄を記す史料のない者については、諸史料の中から法家系図に見える人名と同名の者を抽出し、既に確認し得た者との間に生存年代その他に矛盾がないか否かを見る。

以上の作業を、各系統毎にくり返して行ひ、最後に法家系図全体についての信憑性¹¹今後、史料として、或は「道具」として、利用し得るか否かを決定する事にしたい。

二 貞清流と俊光流

法家系図を見て気附く事は、法家中原氏が、致時の男貞清の系統と、

俊光の系統に分れてゐる事である。そこで先づ貞清流から検討する事にしたい。

有象から章貞までは明経道であるのに、章貞の子章親と章俊及び章親の子孫には、「明法博士」「使」「大判事」等、明法道である事を示す注記がある。所でこの章貞は『朝野群載』巻九に、康和二年(一一〇〇)七月廿一日附で「豊後守従五位上中原朝臣章貞誠惶誠恐謹言 請特蒙天恩因准先例依奉公勞遷任内匠頭闕状」を出してゐる章貞と同一人であらう事は、系図に注せられてゐる「豊後」と、申文の「豊後守」とが一致するし、また注記に「博士」「外記・直講」とあり、特に後者の外記・直講は明経道の者が任ぜられる官であるが、申文の中に「ム継父祖之跡、苟忝儒士之名」とあつて、明経道を相承した者である事が知られるからである。従つて注記の「博士」も明経博士の事を指す。一方、章親は、布施氏も引用された様に、『山槐記』⁽¹⁴⁾治承三年(一一七九)正月廿二日条の「任人」の中に

少判事 中原章親
明法博士章貞男

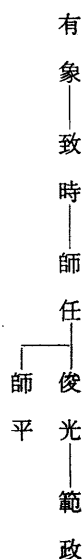
と見え(傍点筆者、以下同じ)、明経博士章貞の男ではない。そこで俊光流の方を見ると、季盛の男に章貞があり、その子孫として

章貞——章親——章久——章澄
 |
 章俊

とある。貞清流に見える人々の中、章澄の子に宗康こそ見えないが、そ

他の人は全て含まれてゐる。従つて貞清流に見える章親以下の部分は、明経博士の章貞と、明法博士の章貞を混同して、誤つて継いだものと断じて良からう。即ち貞清流の章親以下の部分は削除し、その注記は俊光流の該当部分に移すべきである。

次に俊光流であるが、流布本中原系図には



となつてゐるが、法家系図では、俊光と師任が兄弟になつてゐて、一世代喰違つてゐる。しかし法家系図では、俊光とその兄とする致時の間に、致行の左に沿へて「或本師任末子也」と注してゐる。このままでは恰も致行が師任の末子のように受取れるが、流布本系図を参照すれば、この注記は俊光の右傍に附せられるべきものと考へられる。即ち俊光を致時の子とする説と、師任の子とする説の両説があつた。抑々「中原氏系図」の古い部分は諸説あつたらしい。統群書類従所収本の首に

凡当氏事、得本姓之名称、号一流之分流之輩繁多也、然而元祖之相承、本源之余流、未得伝来正説、尤可尋討哉、

とあるからである。

俊光の子範政について『坂上氏系図』⁽¹⁹⁾には俊光の弟としてゐるが、布施氏が既に「俊光の子で、(坂上) 定成の養子であつた」のではないかとされてをり、⁽²⁰⁾恐らくこの説が正しいのであらう。かく考へれば『朝野群載』巻九所収、保安五年(一一二四)正月十二日附の「中原範光申

文」⁽²¹⁾に、「範光随父祖廿年、久伝淳誨、継箕裘三代」とある三代について、布施氏は定成—範政—範光ではないかと推定されたが、⁽²²⁾少くとも範政—範光の部分は、法家系図に合ふ事になる。

範政の後には、明兼の系統と、上述の範光の系統に分れてゐる。このうち明兼の系統は既に『坂上氏系図』に見えてゐるし、その殆んど全員について布施氏の研究があるので再説は避けた。ただ中原基広について家系は明らかでないといわれるが、⁽²⁴⁾法家系図の兼成の子の基広ではなからうか。年代としても略々妥当の様である。なほ統群書類従第十一輯所収の「宣旨類」に

宣旨 少判事坂上明基申請改本姓可為中原事

仰、依請、

右宣旨奉入如件、

八月十八日 權中納言判雅頼

清大外記殿

と見える。布施氏の研究では、範政・明兼・兼成等も全て一時期は中原姓を称してゐる。「本姓」坂上氏が何故中原姓を称したのかは別に検討しなければならぬ問題であるが、兎も角、坂上氏が中原姓を称した事が、法家「中原」系図中に見える理由であらう。

また『本朝世紀』⁽²⁵⁾久安三年(一一四七)十二月廿一日に明法博士に任ぜられたと見える中原季直と、『長秋記』⁽²⁶⁾長承二年(一一三三)七月七日条に見える「道志季盛」について、布施氏は「同一人であると思われ

るが」「家系や伝は不明」とされる。⁽²⁷⁾しかしこの季盛は法家系図で範光の子とする季盛であらう。前引の範光申文との関係から見ても矛盾はない。季盛の事は後掲の『経俊卿記』裏文書にもその名が見える。

さて季盛の子章貞⁽²⁸⁾の後は、章広流・章親流・章直流の三系に分かれるので、各々節を分って検討したい。

三 章広流の検討

先づ章広流であるが、章広は明経中原氏の広季の子で、章貞の養子となった人で、布施氏の研究では前掲『山槐記』治承三年正月廿二日条により、初名を季貞と云ったとされる。その子能貞については、『三長記』⁽²⁹⁾

建永元年（一二〇六）七月二日条に「検非違使能貞」とあるものに該当するのではなからうか。能貞の子章行は、布施氏が「家系は不明」とされた者である。⁽³²⁾

書陵部所蔵の寛喜三年（一二三一）五月十一日附『美濃国大井庄下司職相論事』なる明法勘文の奥に「明法博士右衛門権少尉中原章行」の署名があり、『令集解』卷九奥書にその名が見える事とともに、章行の学殖の一斑が知られる。章行は『検非違使補任』⁽³⁴⁾建長七年

（一二五五）条の右少尉を最後として、以後同補任に見えない。布施氏の云はれる如く、この後間もなく卒去したのであらう。その子職隆は

『検非違使補任』建長六年（一二五四）条に

右少志中原職隆^{十一月一日宣、職仲二男、}

本右衛門尉章行猶子、

とある者に当ると思はれる。書陵部所蔵『経俊卿記』建長八年八・九月卷裏文書（第九卷）中に、左の申文が存する。

理⁽³⁵⁾宮城主典正六位上行右衛門少志中原朝臣職隆誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩、因准先例、依稽古并当職奉公勞、被転任大志闕状

也、近則中原季盛僅以三箇月勞転之、⁽³⁶⁾以^(半之)年勞拝任之、

同職種・同章継等次年被聴⁽³⁷⁾任、是則一門例也、先規逢闕之時皆以

如此、爰職⁽³⁸⁾稽古之勞、早掌糾断之職、勤節匪一、勞効無隻、而

原章兼任任尉之替未被任之、少志中或庁官或⁽³⁹⁾第、誰出職隆之右矣、望

代者、職隆父祖皆経歴大志、云奉公⁽⁴⁰⁾第、誰出職隆之右矣、望

請天恩、因准先例、依⁽⁴¹⁾并当職奉公勞、被抽任大志闕者、将知奉

公之異他、⁽⁴²⁾励稽古之忠節矣、職隆誠惶誠恐謹言、

建長七年十二月十七日

修理右宮城主典正六位上行右衛門少志中原朝臣職隆

この申文の効果があり、翌建長八年正月に昇任してゐる事が、『検非

違使補任』同年条によつて知られる。⁽³⁶⁾同補任は文永四年に職隆の少尉で

あった事を記し、以下を闕くが、更に昇任した事は「宣旨類」⁽³⁷⁾に

口宣一枚

右衛門大尉中原職隆可転左事

右謹奉入、早可被下知之状如件、

十一月廿九日^{十一} 皇后宮大夫判^{家君}也、

大外記局

とある事によって知られる。『勘仲記』⁽³⁸⁾弘安六年（一二八三）四月六日条に見える、使宣旨を蒙った「従五位下中原職隆」も同一人らしく、同記には正応六年（一二九三）六月一日条に至るまで、数回見える。

職秀についての史料は、管見の限りでは見当らず、⁽³⁹⁾職頼についても、『公衡公記』⁽⁴⁰⁾及び『勘仲記』の正応二年十月十八日条に、春宮坊主膳正に兼任された「中原職頼」が見えるが、同一人か否かは不明である。

三 章親流の検討

次に章親流の検討に移るが、これには『経俊卿記』正嘉元年四月、六月卷（第十一卷）の裏文書中にある次の二通の申文が参考になる。⁽⁴¹⁾

（前欠）

〔⁽⁴²⁾藤原〕案内、〔⁽⁴³⁾法曹〕習学之息男望次第昇遷之要官者、承前之嘉猷、⁽⁴⁴⁾勝鬪也、綽為定準不遑羅縷、爰章長稟六代之家塵、伝吾道之庭、⁽⁴⁵⁾〔⁽⁴⁶⁾肝權〕在耳、鳴鶴之思、祇續之心、只仰哀憐而已、就中章種拜延尉、⁽⁴⁷⁾既及五旬之年齡、蓋舉一人之道志、父子相並之例、大略聯綿不可、⁽⁴⁸⁾歟、加之於庠底者以道志為要樞、而當時大志職隆之外、少志亦、⁽⁴⁹⁾非前進之可爭、無後輩之可競、會議之処誰謂非拋乎、望請、⁽⁵⁰⁾准先例、依重代奉公之勞、以男章長遷任件官被下使宣旨者、⁽⁵¹⁾偏之化專仰有道之仁矣、章種誠惶誠恐謹言

正嘉元年三月廿六日

修理左宮城判官正六位上行明法博士兼左衛門少尉中原朝臣章

〔⁽⁵²⁾修理〕左宮城判官正六位上行明法博士兼左衛門少尉中原朝臣章種

誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩、因准先例、且依當職奉公勞、且以犯人追捕賞、被

叙留從五位下關狀

〔⁽⁵³⁾章〕種謹考故実、為法家庭尉之輩、兼任博士之後、浴叙留恩者、聖代之楷模、⁽⁵⁴⁾之善政也、就中曾祖父章貞・祖父章親・親父章久預彼恩等是也、爰章種、⁽⁵⁵⁾代奉公勞既被抽任儒職、譜第異他、測而可知者歟、其去年強盜等雖、⁽⁵⁶⁾入安嘉門院御辺并法勝寺公文所・祇園社辺、隱遁都鄙在所難知、仍、⁽⁵⁷⁾于追捕、而章種広廻秘計委尋居所、召進張本以下數輩畢、誠是雖識、⁽⁵⁸⁾之令然、亦非無私力之微功歟、依之可被抽賞之由被仰下畢、而五位尉被置八、⁽⁵⁹⁾之処、基景・重宗任国、時連出家之後、信茂雖被許叙留猶有二關、蓋拜一級、⁽⁶⁰⁾（中闕）⁽⁶¹⁾當職廿余年、多年之後進・後日之下騰數十人、或叙留或任国、⁽⁶²⁾懷爵陶、首戴霜雪而恥緑袍之身、顔低泥沙而对朱紱之人、望請、⁽⁶³⁾恩、因准先例、且依記録所・文殿・使庁旁、且募強盜追捕之賞、被叙留、⁽⁶⁴⁾之仰漢竜之仁恩、弥尽具雄之捍趨矣、章種誠惶誠恐謹言

正嘉元年三月廿六日

修理左宮裁判官正六位上行明法博士兼左衛門少尉中原朝臣章種

また建長八年五・六月巻の裏にも次の様に見える。

左衛門少尉中原章種言上

可被転任左大尉事

〔道官人転任大尉例

右少尉惟宗直本

仁和二年二月
転大尉

佐波部高々

延喜九年十一月
転大尉

美麻那実憲

天徳二年十月
転大尉

左少尉 元々

永観二年二月
転大尉

大尉中原朝臣広元建久二年四月一日
蒙使官旨、兼任明法博士

法家官人者皇家之要職、儒門之前途也、是以雖為成業士、非譜第之蹤不優之、雖稱儒家後、無稽古之聞難許之、至兼法之理又非(中欠)

〔章種者明法博士・季盛玄孫・大判事明法博士・章貞曾孫・大判事明法博士・章親孫・大判事明法博士・章久嫡男也、然間庁底之故実飽

受庭訓、闕下之職掌恣伝家譜、加之扇儒風於五代之家、聚孫〔於三余

之〕、〔被優官学採択何不及、而章国乍為補日之下藹、以謂年齒之先

達、被加章種首之条、雖顧宿運之至拙、多是達与不達也、且被賞記録

所・文殿・法家・使庁四方之勞効、且任直本以下五人之例、雖被転大

尉、無可訴之傍輩、然者以章種被転任左大尉者、可為一之善政・無

式之徳化者歟矣、

この三通の章種申文によって、法家系図の

季盛―章貞―章親―章久―章種―章長

の親子關係の正しい事を確認し得る。但し『検非違使補任』正嘉二年の左少志条の中原章長の注記に「章種猶子」と見え、これを信ずれば、章長は章種の実子ではなく、猶子と云ふ事になる。なほ此等の人達の伝は布施氏の研究があるので省略する。章敏については、『公衡公記』正和四年(一一三五)八月八日条所引「官人章房記」(以下「官人章房記」と記す)同月五日条・同八日条等にその名が見え、また『師守記』貞和元年十月十三日条所引「超上首任明法博士例」に、坂上明成が元応二年(一一三〇)十二月廿四日、右少尉で明法博士を兼任した時、超越した上首の中に章敏もあった。子章村及び弟章雄に関する史料は未だ見出し得ない。

章親の子、章久の弟に当る章俊について、『民経記』安貞元年(一一二七)四月廿五日条に「右衛門少志中原章俊」とあり、同年八月三十日に条も「章俊」と見えるはか、『経俊卿記』正元元年夏巻裏文書中の左の勘文断簡にもその名が見える。

(前欠) 三位行兼修理大夫藤原朝臣資〔宣、今日被行進過状政、

見参官人左衛門少尉藤原〔府生紀国貞・右衛門權佐藤原朝臣高

一・少尉中原章秀・少忠章俊・盛景・宣康・職兼等、如此候(下略)

この文書は年次を欠くが、葉室資頼の従三位で修理大夫であった期間を『公卿補任』によって求めると、貞永元年(一一三三)十二月二日より

嘉禎元年(一一三五)八月三十日の間である。

章久の子、章種の弟である章澄は、上述の如く、利光氏の紹介された『明法条々勘録』の著者で、その伝は同氏及び布施氏の研究に詳しいから省略するが、⁽⁴⁷⁾『明法条々勘録』の中に「章澄之曾祖父明法博士章貞」と見える事は、法家系図の記載と矛盾せず、間接的に法家系図の正しさを証するものである。なほ、『新抄』文永元年（一二六四）四月廿七日に「高倉大夫判官章澄」とあり、その家号の見える事が注意される。章澄の後は、章文・章保・章夏の三流に分れる。

章文は、布施氏が「家系は明らかでない」とされた中の一人で、『新抄』弘安十年（一二八七）五月廿二日に「廷尉章文」と見え、『昭訓記』には同年四月廿五日条を始めとして数回見え、西園寺公衡の『昭訓門院御産愚記』⁽⁴⁹⁾乾元二年（一三〇三）五月九日条に、後宇多院の「候北面之官人博士尉章文」とある。『師守記』貞治三年九月二日条所引「法皇・女院御事時、雑訴沙汰間例」に、嘉元二年（一三〇四）八月一日（後深草院崩御後）、文殿に参入したと見える「章文」も同一人であらう。章文の後は更に章右・章香・章緒の三流となる。

章右は、公衡の『広義門院御産愚記』⁽⁵⁰⁾延慶四年（一三二一）正月廿七日条に「大夫尉章右」、「公衡公記」正和四年（一三一五）三月廿九日条に「防鴨河判官明法博士左少尉中原朝臣章右勤一尉役」と見える。この章右が章文の子とすれば、父子の明法博士在任期間が接近し過ぎはしないだらうか。即ち布施氏が挙げられた様に『園太暦』⁽⁵¹⁾延慶四年二月五日条に章文は明法博士と見える。所が章右が同博士として見える最初は上

引の正和四年三月で、この間満四年位しかないからである。そこで考へられるのは、前引『公衡公記』三月廿九日条に「左大志中原章古」が章右と並んで見える事である。この章古が章文の男ではなからうか。右と古は字形が似てゐるから、法家系図は誤ったものと考へたい。章古は同記同年八月八日条所引「官人章房記」中にも「左衛門大志」と見える。章古の子章興は、建武元年七月二十二日の記録所評定に参集した官人中にその名が見え、⁽⁵²⁾同年八月の「雑訴決断所結番交名」の三番に「冷泉大夫判官」と見えるものに該当すると思はれる。しかし章香及び章興の子章俊・章言については、まだ徴証を得ない。

章文の子、章古の弟とする章香については布施氏の研究に譲るが、章文との親子関係について、布施氏は『地下家伝』の「章文次男」を挙げられたが、更に「伝宣草」の「下外記部」に

官人章香⁽⁵³⁾父章文⁽⁵⁴⁾狂人叙留（中略）事、可書入去夜除目之由、被仰下候、可令下知給候也、仍言上如件、資名謹言、

四月八日 右衛門権佐資名

進上 新中納言殿

とあるのを追加する事が出来る。この二史料によって、法家系図の誤りでない事が判明する。なほ章香は前引「官人章房記」正和四年八月四・五・八日各条に「章香朝臣」と見える。章香の男章世についても、布施氏の研究があり、氏は『地下家伝』⁽⁵⁷⁾によって章兼の子とされる。しかし後述の如く、この法家系図では章兼と章世は同世代（俱に章澄の曾孫）

であるから、『地下家伝』に誤りがあるのではなからうか。なほ布施氏も云はれる如く、『検非違使補任』文永四年条に「少志中原章世左尉職 隆嗣男」とあるのは同名異人である。章世の子章相に関する徴証は見出せなかったが、『師守記』暦応三年（一二四〇）四月十四日条に「左衛門大志中原章弼章世子云々」と見えるから、章世には章相の外に章弼と云ふ子があったか、章弼が後に章相と改名したかの何れかであらう。

章文の男、章香の弟とする章緒についても布施氏の研究があり、詳細はそれに譲るが、『公衡公記』正和四年三月廿九日条に「右少尉中原章緒」と見え、同記同年八月八日条所引「官人章任記」には「高倉尉章緒」とある。また布施氏の指摘の如く建武元年の「雑訴決断所結番交名」に「高倉大夫判官」と見える。章緒の男章野に関する徴証は未だ見出し得ないが、建武元年（一二三四）の「雑訴決断所結番交名」六番に「高倉新大夫判官章顯」とある。家号が章緒と同じである事、章頭の方には「新」とある事によって或は章頭は章緒の男ではないかと考へられる。なほこれについては、後述の章方の男章頭の項を参照されたい。

さて章澄の子、章文の弟として、法家系図は章保と記している。『検非違使補任』正元元年（一二五九）右少志条の章保の注に「章澄朝臣猶子、実左衛門少尉季職男」とあり（布施氏は続類従本により「章澄」を「章信」とされたが、⁽⁶⁰⁾上記の如く改めるべきである）、翌二年条に「八月三日解官、称不器不階、師匠章澄申止之云々」と見えるから、章保は、季職の男で章澄の弟子となり、しかも猶子になったものである事が判明

する。

章保の子として、章躬・章方・章経・章房・章枝の五人が記されてゐる。

先ず章躬は、前引「官人章房記」正和四年八月四日条に「章躬朝臣」と見えるものに当るであらう。『師守記』貞和元年十月十三日条所引「超上首任明法博士例」の□□年十一月八日、□□三年閏□月□□五日、

□□年十一月十九日の三度の任明法博士の時、超越された上首の中に章躬、章方が見える。その子章仲も「官人章房記」同日条に見える。この時の状況は、獄舎巡検に当り領状の官人が無かったが、「依無人令延引之条頗以不便、於于今者使庁之催不可叶歟、不延引之様可廻思慮」と云ふ命を受けた獄執行の官人章房が、「雖為現所勞、枉可沙汰進章仲之旨、示章躬朝臣早、章明事談章経」じ、結局章仲・章明が出仕したと云ふのである。この章躬と章仲、章経と章明の關係を、法家系図の如く父子とすれば、章仲・章明の出仕督促を何故、章躬に示し、章経に談じたか納得が行くであらう。而して『公衡公記』正和四年三月廿九日条に左少尉「中原朝臣章仲」が見える。これが章躬の男の章仲であるとすれば、系図の右傍に「右少史」とあるのは、何かの誤りであらう。章仲の子章彦については、未だ徴証を見出し得ない。

章躬の弟章方は、前引「官人章房記」正和四年八月八日条に「章方朝臣」と見える者が該当するであらう。建武元年七月二十二日の記録所評定に列した官人の中にもその名が見え、また同年八月の「雑訴決断所結番交名」の四番に「大宮大夫判官章方」と見える。その子章頭は、布

施氏が家系は明かでないと言われた者で、『勘仲記』弘安七年（一二八四）⁽⁶¹⁾六月十三日条に、左衛門尉として見え、章頭の弟章藤も、同記同年五月六日条及び章頭と同じく六月十三日条に見える。しかし、同十年四月二十五日に章藤が見えるのを最後に、二人共史料から姿を消してしまふ。ところが『師守記』康永元年（一二三二）六月七日条に「右衛門少尉中原章藤^{章方子}」と見える。弘安七年より康永元年までは六十年近く経ているから、この章藤が同一人とすれば、少く見積っても八十歳位となり、それ程の高齢者なら、師守がわざわざ「章方子」と注する筈がないから、『勘仲記』に見える章頭・章藤は別人の可能性が濃い。布施氏も指摘される様に、建武元年の「雑訴決断所結番交名」の六番に見える「章頭」に「高倉新大夫判官」と注せられてゐるが、同じ交名の章方には「大宮大夫判官」とあって、家号が異なるから、交名の章頭が『勘仲記』に見える者で、⁽⁶²⁾章方の子の章頭とは同名異人と考へて誤りあるまい。

章方の弟章経は、西園寺公衡の記である『昭訓門院御産愚記』乾元二年（一二三〇）閏四月十九日条に「左尉章経」、前引「官人章房記」正和四年（一二一五）八月四日条に「寄検非違使章経朝臣」と見える者が該当すると思はれる。その子章為に関する史料は未だ見出せない。『検非違使補任』正元元年以降に見える章為は、後述の如く別系である。章明は『公衡公記』正和四年三月廿九日条に「左大志中原章明」とある者が該当するであらう。なほ「官人章房記」正和四年八月八日条によれば、章明は当時道志であった事が知られる。

章経の弟とする章房について、布施氏は次の様に考へられた。即ち『検非違使補任』文応元年（一二六〇）右大志条の章房の注により「左尉章時男」とされ、文永二年（一二六五）条の注記により、章房は同年に出家したが、⁽⁶³⁾「間もなく還俗して大判事に任ぜられ」、後醍醐天皇の信任を得たが、「北条氏討伐の計画を諫めたので、元徳二年（一二三〇）四月一日、平成輔をして清水寺に殺させるに至った」と。⁽⁶⁴⁾しかし『検非違使補任』によれば、章房は文応元年に「十七歳」であるから、元徳二年の死亡時は八十七歳であった事になる。強ちあり得べからざる年齢ではないが、当時とすればやや高齢に過ぎる感がある。また一度出家した者が還俗するのは、余程の事情がなければならぬが、その様な事情を記す史料は、目下のところ見当らない。

さて布施氏は、先に挙げた『検非違使補任』の注記と、『地下家伝』の「章房□年月日 主税助 大判事 明法博士」とあるのを同一人と考へて、一旦出家したが還俗したとされ、更に『大日本史』（巻二百二十二）の中原章兼・章信兄弟の伝に見える、父章房の敵討に関する話を接続されたものと思ふ。『大日本史』は『太平記』に拠っているので『太平記』を見るに、この敵討の話は「資朝・俊基被捕、下向関東、附御告文事」に見える。その中に

此章房ト申ハ、中家一流ノ棟梁、法曹一道ノ碩儒ナリ、シカモ四代ノ朝端ニ仕ヘテ、一家ノ世譽ヲ得タリキ、⁽⁶⁵⁾
とある。四朝に歴仕したと云ふのは、後伏見・後二条・花園・後醍醐の

四天皇を指すから、文応・文永間（即ち龜山天皇の御代）の『検非違使補任』に見える「章房」と、元徳二年に暗殺された「章房」が別人である事は明かである。後者の章房とは、『昭訓門院御産愚記』乾元二年（一三〇三）五月九日条に「少判事兼左衛門大志中原章房」と見え、『公衡公記』正和四年（一一一五）八月八日条に収める「官人章房記」の筆者に該当すると思はれる。その中に「主税助兼左衛門権少尉安芸権介」と見え、群書類従二十五輯所収「文保三年記」五月十六日条に、「攝取志津川左衛門尉并紺將入道等」った事が見える。また『師守記』貞治元年十二月十五日条所引勘例に、嘉暦三年（一一三二）十一月七日の議定列席者として「大判事章房輕服」と見えるのも同一人であらう。章房の子章兼、章信の事は、『太平記』に「嫡子章兼」「舍弟章信」と見え、『參考太平記』所引「東寺執行日記」元徳二年五月十七日条にも「章房嫡子章兼号親父敵人、於白河令打取畢（下略）」とある。章兼については、布施氏の研究を参照されたい。⁶⁶ なる『検非違使補任』建長四年より文永四年に至る間見える「章兼」が、同名異人である事は、布施氏の述べられた通りである。⁶⁷ 章兼の子は章□とあるが、『師守記』暦応三年（一三四〇）四月十四日条に「右衛門少尉中原章頼^{章兼子}云々」とあるから、或はこの章頼ではなかろうか。章頼の事は『師守記』にしばしば見える。

章保の末子、章房の弟章枝について、布施氏は『地下家伝』によって、章文の子で、応長二年（一一三二）十一月五日に明法博士に任ぜられたとしながらも、『園太歴』延慶四年（一一三二）二月五日条に、章

文が明法博士として見える為、父子相並んで明法博士に在任したとは考へられないとして、疑をのこされたが、法家系図では、章文と章枝は伯父・甥の關係になり、この疑問は氷解する。なる『伝宣草』の「下外記部」の中に「左衛門少志中原章枝転大志（中略）事」を上卿春宮大夫より外記局に伝へるものが存する。

章澄の男で章保の弟の章夏について、布施氏は『勘仲記』弘安九年（一二八六）九月二日条の任少判事の事を挙げられたが、⁶⁸ 既に同記同四年四月廿日条に六位検非違使として見え、『公衡公記』弘安十一年正月十三日条には、別当中院通重の使庁始着座官人中に「左衛門少尉」として見える。また『明法条々勘録』の本奥書に

此勘^章早以章夏朝臣所持本令書写者也、是則父章澄朝臣留案正本也、とある事によって、章澄・章夏の父子關係が確認し得る。

四 章直流の検討

以上を以て章貞の男章親流の検討を終ったので、次に章直流の検討に移りたい。

章直は、『明法条々勘録』に

章職・章國・章兼等之祖章直可用前讓之由、書誓狀籠北野社壇畢、（中略）件章直者、章澄之曾祖父明法博士章貞之弟子也、

とある事により、章貞の実子ではなく、弟子であった事が知られる。恐

らく学統継承上、章貞の猶子になったのであらう。これによって、法家系図が、単なる血統系図ではなく、法家の学統継承系図の一面を持つてゐた事が知られる。

章直の子として、法家系図は章宗・章秀・章重の三人を挙げてゐる。

章宗については、布施氏も指摘される様に、『検非違使補任』宝治二年(一二四八)に左衛門尉として見えるが、その他、『妙槐記』寛元二年(一二四四)正月廿一日条に、明法博士を望んだ事、『経俊卿記』宝治元年十二月八日条に、防鴨河判官に任ぜられた事が見え、同月廿五日条にも、過状を進むる政に参着した官人中の、左尉の筆頭として見える。

『検非違使補任』の建長二年(一二五〇)以降には見えないから、或はその後間もなくに引退したか、死亡したのであらうか。

章秀については、先に章俊の項で引用した、『経俊卿記』正元元年夏巻裏文書中の勘文断簡の中に見える「(右)少尉中原章秀」が、これに該当するであらう。

章重については、布施氏の見解があるが、『明法条々勘録』に、

明法博士闕出来之時、彼章直雖為理^(運力)、籠居之間、以弟子章重依被

補任、忽焼奇書籍、(下略)^(并力)

と云ふ話が見えるから、章重も章直の弟子であつて、実子でなかった事が知られる。

章宗の子として、章名・職資・章国・職隆の四人が記されてゐる。

章名は、『勘仲記』によれば、弘安四年(一二二八)四月三十日条に

「官人章名朝臣」、同六年正月十四日条に「大夫判官章名」等と見えるほか、正応元年(一二八八)六月廿六日には院文殿衆、同六年六月一日条に記録所庭中に参着した者の中にこの名が見える。

職資は、初名を職種と称したらしい。即ち『検非違使補任』建長元年(一二四九)右大志条に「中原職種^{防鴨河主典}」と見えるが、同八年条に「中原職種資改」とあり、以後は職資で見えるからである。同補任によれば、左衛門少尉にまで昇進し、文永三年(一二六六)四月廿一日に辞退した。

章国については、布施氏も少し触れられた様に、『検非違使補任』建長二年に右衛門尉と見え、以後同補任のなくなる文永四年まで見える。古記録では、『経俊卿記』暦仁元年(一二三八)十月廿三日条に「左少志章国」、『妙槐記』寛元二年(一二四四)正月廿一日条に「右衛門大忠中原章国」が左右衛門尉を望む申文を捧げた事が見え、同年六月廿二日の除目でその望が叶つて右衛門尉に任ぜられた事が、『平戸記』同日条に見える。その他『経俊卿記』に数回見える。法家としての活躍は、布施氏の挙げられた、寛元三年の石清水八幡宮俗別当兼盛の罪名勘文を徴された事(『平戸記』のほか、『続左丞抄』⁷⁴)に、文永五年十二月十九日附の「沽却親昵墓地事」「越訴事」に関する勘答状及び(年不明)十一月三日附の「闖入公領私遂検注事」「違背院宣致狼藉事」に対する勘返状が収められてゐる。両状とも戸婚・名例・闖訟・職制の諸律を引用してをり、学殖の一端を知ることが出来る。

章国は文応元年（一二六〇）辞官した。その理由は、『検非違使補任』によれば、右大志章長が同年九月廿八日に右衛門尉に転じたが、「有父子者可辞退所職之由、自兼日及誓状之故」であったと云ふ。ただこの章長は、章親流のところで述べた如く、章種の猶子となり、章種は正嘉元年三月廿六日附で「男章長」の尉転任と使宣旨を蒙らん事を願ひ出てる。従つてその実現により実父章国の辞退となつたのであらう。

章宗の末子とする職隆は、『修理東大寺大仏長官』『左大史』と注し、それぞれに勾点が掛けられてゐる。これが抹消符であるのか、単なる合点であるのか不明であるが、後者であれば、法家ではない。或は上述の章広流の章行の男（『検非違使補任』では「中原職仲男、章行猶子」）の職隆と混同されてゐる可能性もあるかも知れない。

さて、章名の子として章蔭・章敦・章治の三人が見えるが、章蔭については、『公衡公記』弘安十一年（一二八八）正月十三日条に左少尉として「中原章蔭」があり、『勘仲記』同年十月廿四日条に、章夏と共に路頭掃除の行事をつとめた「章蔭」が該当するのではあるまいか。章敦は同記弘安七年五月六日条に、左衛門尉に任ぜられたと見える「章敦」であらうか。章治は、『公衡公記』所引「官人章房記」正和四年（一二三二）八月七日条に、文殿評定の参仕者として見える「左少尉章治」が該当すると思はれる。『師守記』貞和元年十月十三日条所引「超上首任明法博士例」の某年十一月八日、某が明法博士に任ぜられた時、超越された上首の中に見える章治も同一人であらう。章治の子章勝に関する史料

は、管見の限りではまだ見出せない。

章蔭の男章有については、布施氏の研究がある。⁽⁷⁵⁾ 其の続柄について同氏は、『地下家伝』に「章枝男」とあるのを採つてをられる。建武元年（一三三四）の「雑訴決断所結番交名」の一番にその名が見え、「正親町大夫判官」と注せられてゐる。同年以降の伝は布施氏の研究に譲り、それ以前の事を挙げれば、西園寺公衡の『昭訓門院御産愚記』乾元二年（一二三〇）閏四月十九日条に「右少志章有」とあり、『師守記』暦応四年二月廿八日条所引賀茂祭警護の勘例中、正和三年（一二三二）四月十四日条に「左衛門少尉中原章有五位」と見え、『公衡公記』正和四年三月廿九日条にも「左少尉」とある。章有の子として章英・章倫が見える。章英は、『師守記』暦応四年二月廿二日条所引の勘例に、嘉暦四年（一二三二）三月十三日の事として「少志章英」が見える。章倫は、『師守記』暦應三年三月十三日条に、免囚に参仕した「官人左衛門大志中原章倫」と見えるのを始め、同記にしばしば見えるが、特に同記康永三年四月九日条、同四年三月廿二日条には「六位章有子」「章有子」と注されてゐるから、章有との父子関係が確認出来る。章英の子とされてゐる章忠についても、『師守記』貞治元年（一二三六）十月九日条に「正親町判官章忠」と見え、同二年閏正月七日の使庁評定始に参仕した官人の中にもその名が見える。ただ前者の記事の内容は、章忠が師守の兄師茂に対し、以使者、左衛門尉正七位相当之条、令条分明候、若被成正六位上相当哉、然者可注預之由、注折紙尋申之、無所見由被勘付了、

と云ふもので、令条を持出した所は明法家らしいが、衛門尉が正六位上相当になったか否かを、外記局の方に問合せてゐるのは、甚だ心許ない。これが当時の明法家の姿なのであらうか。

さて章宗の子、章名の弟章国には、章為・章里の二人の子供が見える。章為は『検非違使補任』正嘉元年（一二五七）左少志条に始めて見え、「章国男」とあるから、法家系図に合ふ。それ以後の転昇の事は、同補任に譲るが、『経俊卿記』正嘉元年七月九月巻の裏文書中に、

——^(前欠)稽古之勤□存故実之上、章行逝去之所、章継転任之替、未被任其仁、章為当其仁、若浴朝恩者、蓋拙忠節乎、且帶本官之輩、臨時宣下之例今古之間不遑毛举、被優章為徵望、欲掌使局之繁務矣、

なる申文断簡がある。⁽⁷⁶⁾右文中の章行は前述の如く、建長七年以後間もなく卒去したと考へられ、章継は『検非違使補任』正嘉元年左大志条に、「二月廿一日転任右尉」とあるから、章為のこの申文は、これ以後に書かれたものであらう。而して章為の望はかなひ、同年三月廿九日に使宣旨を蒙った事は、『検非違使補任』に見える通りである。

章国の男章里については、『勘仲記』弘安四年（一二八一）四月廿日条に、六位検非違使として「章里」と見え、『師守記』暦応四年二月廿八日条に引く加茂祭警護に関する勘例中の弘安五年四月廿日条に検非違使として「左衛門少志章里」と見えるのが該当するであらう。なほ『検非違使補任』文永二年条中原章連の注に「左尉章国次男」とあるが、「章連」は「章里」の前名なのか、別人なのか明確でない。

章為の男に章綱がある。『勘仲記』弘安九年閏十二月十四日条に「右衛門府官人中原章綱」とあり、同記同十年四月廿五日条に、検非違使として「中原章綱」が見え、同年五月十四日条の免者に参仕した官人中にも見える。

章綱の男章村に関する史料は目下のところ見出し得なかった。

次に職隆の男職治の系統についてのべたい。職治は、『勘仲記』弘安七年（一二八四）六月十三日条に、使の官人中、左衛門尉として「中原職治」と見え、同記同九年八月廿九日条、同十年五月十四日条にも見えるのが、該当するのではあるまいか。その子職頼については、『公衡公記』・『勘仲記』の正応二年（一二八九）四月廿五日条に、胤仁親王立坊に当り主膳正に兼任された「中原職頼」のある事は、既に章広流の職頼の項で述べた通りである。この職頼が章広流であるのか、章直流であるのか、不明であり、法家であつたと云ふ証も見出せなかった。

職治の弟を職直とするが、『勘仲記』正応二年二月廿四日条に、使の宣旨を蒙った「中原職直」が見え、西園寺公衡の『伏見院御幸始記』⁽⁷⁷⁾永仁六年（一二九八）八月八日条に「中原職秦^{官人職直猶子}」と見える。また公衡の『広義門院御産愚記』延慶四年（一二三二）二月三日条に見える「職直」、「官人章房記」正和四年（一二三五）八月四日条に見える「職直」も同一人であらう。

職直の男とする職政については、布施氏の研究があるが、⁽⁷⁸⁾補足すれば、『広義門院御産愚記』延慶四年二月廿三日条の裏にある同日附の免

者奉書案に

修理右宮城主典左衛門大志中原職政

とあり、『公衡公記』正和四年三月廿九日条にも「右衛門少尉中原職政」と見える。同記同年八月八日条所引「官人章房記」八月四日条に見える「職政」も同人であらう。

職政の弟職實及び職政の子職宗⁽⁷⁹⁾については、未だ徴証を得ない。

次に、『明法条々勘録』に章直の弟子とする章重の系統について述べたい。章重には、章方と章職の二人が子供として記されてゐるが、章方に関する史料は、目下のところ見出し得なかつた。

章職については布施氏の研究があるが、同氏は『地下家伝』の勢多家の筆頭に挙げである事から、勢多家の祖ではないかとされる。しかし先述の考証を『地下家伝』と比較すると、家伝の勢多家の部分は全くデタラメであつて、信ずるに値しないものである事がわかる。従つて同書によつて章職を勢多家の祖とする事は出来ない。布施氏がその伝を『検非違使補任』によつて立てられたので、古記録に見えるものを補足すれば、『葉黄記』寛元四年（一二四六）四月十九日条の、後嵯峨院文殿衆十人を定めた記事の中に「右衛門尉中原章職」が見え、『経俊卿記』宝治元年（一二四七）十二月廿五日条の、過状を進むる政に参仕した官人名の中に「左尉」として見えるから、この間に転任したらしい。同記建長八年（一二五六）四月五日条に、大判事に兼任された事が見える。また同記康元二年（一二五七）三月廿二日条によれば、章職・章種の両明法博士が経

俊の許に召されて諮問に応じ、同年閏三月一日条に、院評定の席に召された「法家之輩」の中にもその名が見え、加池庄・口分田庄の事に関し意見を徴されてゐる。

章職の男章継についても布施氏の研究があるが、章職との親子関係については、同氏の挙げられた『検非違使補任』建長六年（一二五四）左少志条の章継の注に「明法博士章職男」とあるほか、池内義賢氏が紹介された東京大学附属図書館架蔵の『三冊本平仮名式目抄』(下)所載の中原系図にも

章職——章継

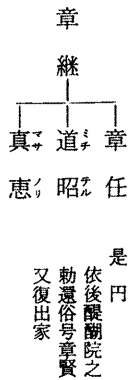
とあるから、親子関係にある事は誤なく、法家系図の正しさが証される。章継は『経俊卿記』康元二年（一二五七）閏三月二日条に、「崇徳院強盗」の市中引廻しを行った事が見え、『勘仲記』弘安十年（一二八七）四月廿五日条に、賀茂祭警護の検非違使を勤めた事が見え、翌十一年七月廿七日条には、従五位上に叙せられた事が見え、更に正応六年六月一日条には、記録所庭中に参仕した事が見える。なほ附け加ふべきは、この系統は、関東申次として当時権勢のあつた西園寺家の家司であつた事である。章継については、『公衡公記』弘安六年七月七日条によつてその事がわかる。

章継の子が章任である事は、前引『三冊本平仮名式目抄』所載の系図に

章継——章任

とある事によって知られる。その伝は布施氏の研究に譲るが、同氏が『職原鈔』の「中原章繼・其子章任」と云ふ記事により、『標注職原抄校本』⁽⁸⁵⁾の頭注に「中原系図章任は章繼の子、章職の孫也」とあるのを棄てられたが、この方が法家系図とも合ふから、訂正さるべきものと考へる。『職原鈔』の記事は親房の思ひ違ひか、転写の間に誤まれたかの何れかであらう。章任が父章繼と同様、西園寺家の家司であつた事は、『公衡公記』正和三年(一二三四)十月一日条に、西園寺実兼の命を奉じた御教書の差出者が「大判事章任」である事によって知られる。西園寺家が算道の三善氏を家司としてゐた事は良く知られてゐるが、ここに明法道中原氏の一派をも家司としてゐた事が判明した。

章任の弟章賢については、『勘仲記』正応五年(一二九二)九月廿七日条に「右衛門尉中原章賢」とあるのがその人であらう。『三冊本平仮名式目抄』所載「中原系図」には、



と見える。これのみでは是円と道昭の關係が明かでないが、建武元年八月の「雑訴決断所結番交名」の二番に「是円房」⁽⁸⁶⁾とあるから、是円房道昭が即ち章賢である事が判明する。従つてその傍訓「ミチテル」は、誤りである。ついでながらその弟の真恵も、同結番交名の五番に「真恵舍弟」と見え、これも法名と考へられるから、傍訓「マサノリ」は誤

りであらう。

章任の子章信に関する史料は、目下のところ管見に入らない。

むすびにかへて

以上により仮称「法家系図」の検討を終つたが、そこで使用したのは、手許にある纔かばかりの記録・文書が主で、当然、調査すべきもので、調査し得なかつたものも多く、従つてこの系図に見える人名で、その存否すら確認し得なかつたものもあり、同名異人も多いので失考もあらう。しかしながら少い材料ではあるが、『経俊卿記』裏文書、『明法条々勘録』・『三冊本平仮名式目抄』を始めとする記録・文書の記述と、法家系図の内容を対照した結果は、さして甚だしい破綻を来さない事が判明した。従つて法家系図の包含する時代が、平安時代末期より室町時代初期である事により、同時代の明法道の研究史料として、また記録・文書を読む時の「道具」として、充分利用に堪へ得るものと考へる。

次に法家系図中の人名で、諸史料によって確認し得なかつた者の多くが、各系統の最末の者である事は、筆者の調査不足もあらうが、一面では、当時の社会状況の然らしむる所も大であつたと考へてゐる。即ちこれ等の人々の生存年代は、凡そ室町時代初期に該当する。布施氏も述べられた様に、建武中興に際し、雑訴決断所・記録所が開設されて、中原氏のみでも十数名の明法家がその活動の場を得た。しかし、数年にして

それが瓦解し、やがて室町幕府が京都に開かれると、市中検断の権は武家の手に吸収され、また「下克上」と云はれる如く、法よりも実力がものを云ふ世の中になると、明法家の活動範囲も狭くなり、これ以後は単に宮廷儀礼上の必要から、勢多・堀河等の数家が存続したに止まった。即ち幕府が京都に開かれた室町時代になると、明法道は急速に衰退して行つたのではないかと思ふのである。そしてこの事が、同じ武家政治と云つても、鎌倉時代と室町時代の相違ではなかったらうか。

法家中原氏については未だ考究すべき点が多い。例へば平安時代中期以後、紀伝道は菅江兩氏、医道は丹波・和氣兩氏、陰陽道は阿倍・賀茂兩氏の如く、家学として相承が固定化して行くのに対し、明法道は『令集解』の撰者直本や、『政事要略』を著した允亮等すぐれた明法家を出した惟宗氏が何故家学を相承し得ず、坂上・中原兩氏にとって替られたか、これは換言すれば坂中兩氏の法家としての成立の問題である。また前にも触れた様に、坂上氏の歴代が何故一時期中原を称し、法家「中原」氏系図に名を列ねてゐるのかと云ふ問題もある。しかしこれ等の問題はすべて後考に俟つことにしたい。

本稿は布施氏の「明法家列伝」及び利光氏の「内閣文庫本『明法条々勘録』の研究」に触発されて、筆を執つたものである。文中しばしば布施氏の論考に対して批判的言辞を弄した非礼をお詫びすると共に、兩氏の論考がなければ、本稿は生れ得なかつた事を明記し、その学恩に感謝しつつ筆を擱く事にする。

(昭和五十年九月稿)

註(1) 群書類従第五輯六一四頁。

(2) 昭和四十一年九月、新生社刊。なほ以下の記述で布施氏の研究といふ時は、特に断らぬ限り、「明法家列伝」を指し、以下の引用は単に頁数のみを記す。

(3) 第七輯(三八一頁以下)。

(4) 昭和四十二年十一月、慶応通信株式会社刊『律令制とその周辺』所収。『明法条々勘録』の引用は、同氏の翻刻されたものによる。

(5) 利光氏前掲書七〇頁。

(6) 「式目註釈書について」(史林四六―五) 一四一頁。

(7) 架番号A00/九七一〇。なほ同書については吉岡真之氏を煩はして、再調査していただいた。掲載のものは同氏の調査されたものによる事を明記して、謝意を表する次第である。

(8) 細註には返点傍訓があるが、章賢の傍訓以外は省略した。

(9) 第八号(昭和四十二年十一月)。

(10) 函架番号三〇七一・六二/五/一四。閲覧に際し、お世話になった渡辺直彦氏に謝意を表する。

(11) 但し錯簡がある。

(12) 因みに、桃裕行氏が『上代学制の研究』三三六頁に『諸家系図纂』所収「南家系図」として紹介され、所功氏が「続類従未収本『三善氏系図』考」(『塙保己一記念論文集』所載)に於て考証を加へられた三善氏系図も、実は本書中に収められてゐるものと同一である。所氏も谷森本『諸家系図』所収のものと同一である事を指摘されながら、

これは「南家系図」の写本か『諸家系図纂』所収本をみて、それを「三善」の系図とみなしたものであらう。従つて、原本の所在は依然不明とされたが、谷森本『諸家系図』は、室町時代初期成立の仁和寺所蔵本の忠実な写であるから、『諸家系図纂』の祖本も恐らく仁和寺所蔵本であらう。

(13) 国史大系本二三八頁。

(14) 二六九頁以下。

- (15) 史料大成本。
- (16) 布施氏も明法博士中原章貞の項(二五五頁)で、流布本中原系図に「直講・少外記」と見える章貞との異同を論じて、結局、同名異人としてをられる。
- (17) 中原系図は国史大系本『尊卑分脈』(四・統群書類従卷一六五所収本・系図纂要所収本などがある。
- (18) 第七輯(二七頁。なほ書院部所蔵の諸道系図中の『中原系図』(四一五／二二四)にも同文がある。
- (19) 註3に同じ。
- (20) 一五六頁及び二二八頁。
- (21) 国史大系本二四一頁。
- (22) 三一六頁。
- (23) 明兼は二二四頁、兼成は二二八頁、明基は二六六頁、明政は二七〇頁、明盛は二七六頁、明澄は二七九頁、明成は二八三頁、明清は三一九頁。
- (24) 二六四頁。
- (25) 国史大系本。
- (26) 史料大成本。
- (27) 二二八頁。
- (28) 章貞については布施氏に詳細な研究がある(二三三頁以下)。しかし同氏が明経家である中原氏の出ではなく、惟宗氏の支流の出であると考へられたのは如何であらうか。
- (29) 流布本中原系図。
- (30) 二六九頁。
- (31) 史料大成本。
- (32) 二七三頁。
- (33) この全文は岐阜県史料又は大垣市史料に収められてゐる。
- (34) 統群書類従第四輯(二)所収本は誤脱があるので、以下の記述ではその祖本と思はれる鎌倉時代末期写の史料編纂所蔵の卷子本(貴／一八／一五)に拠った。なほ同書の閲覧についても渡辺直彦氏にお世話になった。

- (35) 図書寮叢刊『経俊卿記』二四九頁。凡そ同書に拠ったが、原本と対校の上、私見を加へたところがあるが、一々注しなかつた。以下同書よりの引用は全て同じ。
- (36) 後掲『経俊卿記』正嘉元年四月六月卷文書中の正嘉元年(一二五七)三月廿六日附の中原章種が男章長の任衛門志を望んだ申文にも「当時大志隆」とある。
- (37) 統群書類従第十一輯七九九頁。
- (38) 史料大成本。
- (39) 『検非違使補任』文永四年右少志条に「中原職季、十二月卅日任 元雅奏勅 年十五」とあるのと同じ人と思はれる者が、『師守記』暦応四年(一二四二)二月廿八日条に引く勘例に、弘安五年四月廿日の検非違使として「右衛門少尉中原職秀」と見える。しかし本文に述べた如く、職隆の使宣旨は翌弘安六年であるから、父親より早く使宣旨を蒙つたとするのも如何かと考へられるので別人とした。
- (40) 史料纂集所収本。
- (41) 前掲書三二二～二頁。傍点は筆者。以下同じ。
- (42) 同右二二五頁～六頁。官位から見て、前二通よりも前のものである。
- (43) 二六九頁(章親)、二七一頁(章久)、二七四頁(章種)、三一九頁(章長)。
- (44) 史料纂集所収本。
- (45) 大日本古記録所収本。
- (46) 前掲書四〇五頁。
- (47) 利光氏前掲書六五頁以下。布施氏前掲書二七五頁以下。
- (48) 二八一頁。
- (49) 史料纂集『公衡公記』(二)所収。
- (50) 同右所収。
- (51) 統群書類従完成会刊本。
- (52) 大日本史料第六篇之一の六八一頁。以下の引用は全て同じ。
- (53) 同右七五六頁。以下の引用は全て同じ。

- (54) 日本古典全集本二一四一三頁。
 (55) 群書類従卷一一一。
 (56) 二八五頁。
 (57) 日本古典全集本二一四五五頁、この部分は「博物館本」にのみ見える。
 (58) 二八七頁。
 (59) 二八五頁。
 (60) 二七八頁。
 (61) 三二二頁。
 (62) 『勘仲記』に見える章藤と同一人と思はれる者が、『師守記』歴応四年二月廿八日条に引く勘例の、弘安五年四月廿日条に検非違使「左衛門少尉」として見える。
 (63) 『新抄』(統史籍集覧(一)所収) 文永二年五月四日条に、綾小路判官章房章時出家と見える。
 (64) 二八一頁。
 (65) 昭和十二年太平洋社刊『参考太平記』(一)三三頁による。
 (66) 二八六頁。
 (67) この章兼についても布施氏の研究がある(三一七頁)。「経俊卿記」康元二年(一二五七)閏三月一日条にも見えるが、『明法条々勸録』に「抑章職・章国・章兼等之祖章直」とあり、令集解卷六奥書に「正親町判官章兼」とある。後述の如く、章直流の章有・章忠は正親町と称せられてゐるから、章兼はこの系統である事が判るが、法家系図には見えない。
 (68) 三一九頁。
 (69) 二七二～三頁。中原章久の項。
 (70) 史料大成所収本。
 (71) 二七一頁。
 (72) 統群書類従所収本の建長六年条に「中原職資」とあるのは誤りである。
 (73) 註69に同じ。
 (74) 国史大系所収本。

- (75) 二八四頁。
 (76) 図書寮叢刊本三七二頁。
 (77) 前引「公衡公記」(二)所収。
 (78) 二八一頁。
 (79) 東寺観智院本『類聚三代格』卷三奥書(国史大系本一四二頁)によれば、文永五年(一二六八)大判事章職の本を借覧した「彈正少忠中原職宗」があるが、年代から云って別人であらう。
 (80) 右二七三頁。
 (81) 史料纂集所収本。
 (82) 二七八頁。
 (83) 註6・註7参照。
 (84) 二七九頁。
 (85) 安政五年板本「上之末」十五丁ウラ。近藤芳樹が見た「中原系図」の存否は知らないが、芳樹はその系図によって、本文の「中原章職其子章任」の「其子」を「其孫」に改めてゐる。
 (86) 同右十六丁オモテ所引古註に、「三善氏西園寺家々司也。于時西園寺相国実氏公後深草帝外祖也、且西園寺家与北条修交専權勢、故雅衡屬彼權貴起其家」と見える。
 (補註) 仁和寺文書所収系図と、書陵部所蔵『諸家系図』の關係等については、皆川完一氏が既に十数年前に、史料編纂所の月例発表会に於て口頭発表されてゐることを知った。なほ同氏の御教示によれば、書陵部本はいはゞ上下二冊本の下冊に当り、上冊に当るものは、現在、尊経閣文庫に所蔵されてゐるとの事である。